

奈良県プレミアム付き電子クーポン
(地域通貨) 発行業務仕様書

令和5年7月

奈良県 デジタル戦略課

目次

| | |
|------------------------------------|----|
| 1 概要 | 3 |
| 1.1 はじめに..... | 3 |
| 1.2 デジタル地域通貨プラットフォームを活用した事業概要..... | 3 |
| 1.3 契約形態と調達範囲..... | 4 |
| 2 業務委託内容 | 4 |
| 2.1 プロジェクトマネジメント業務..... | 4 |
| 2.1.1 包括的マネジメント業務..... | 4 |
| 2.1.2 業務計画・実施体制図の作成..... | 4 |
| 2.2 デジタル地域通貨プラットフォームシステムの提供..... | 4 |
| 2.2.1 端末要件..... | 5 |
| 2.2.2 機能要件..... | 5 |
| 2.2.3 動作テスト..... | 6 |
| 2.2.4 その他..... | 6 |
| 2.3 運営事務局業務..... | 7 |
| 2.3.1 加盟店開拓・管理..... | 7 |
| 2.3.2 プレミアム付き電子クーポン関連業務..... | 8 |
| 2.3.3 資金管理業務..... | 9 |
| 2.3.4 コールセンター業務..... | 9 |
| 2.4 データ管理および効果測定..... | 10 |
| 3 納品物 | 11 |
| 4 非機能要件 | 12 |
| 4.1 システム機器および稼働環境..... | 12 |
| 4.2 開発方式および手法..... | 12 |
| 4.3 信頼性要件..... | 12 |
| 4.4 使用性要件..... | 12 |

| | |
|-------------------------------|----|
| 4.5 継続性要件 | 12 |
| 4.6 アプリケーション及びシステムの保守運用 | 12 |
| 4.7 セキュリティ要件 | 13 |
| 5 再委託 | 13 |
| 6 守秘義務および個人情報の取扱い | 14 |
| 7 諸法令の遵守 | 14 |
| 8 その他 | 14 |

別添

- ・「情報セキュリティに係る特記事項」
- ・「個人情報取扱特記事項」

1 概要

1.1 はじめに

令和5年3月に制定された「地域デジタル社会の構築により県民の幸福な生活の実現と地域の持続的な発展を図る条例」においては、近年、急速な人口減少と少子高齢化が進展する中で、提供されるサービス、政策や制度等に個人が合わせるといふ、人口が増大していた時代のモデルが限界を迎えていることを踏まえ、時間や場所を越えてつながれる、人手をかけずに自動で大量に処理できる等の特性を持つデジタル技術の活用が必須であると謳われており、デジタルによる「できる化」を通じて、県民に対してその強みを実感させるとともに、その普及促進を行うことが求められているところである。

本事業では、近年の物価高騰による個人消費抑制の対策と県外消費流出の対策が喫緊の課題であることを踏まえ、利用地域の制限等、政策目的に即した多様な機能を有し、従来の紙発行による行政負担を軽減することができるデジタル地域通貨プラットフォームを用いて、プレミアム付き電子クーポンを発行することで、利便性、生産性の向上をさせるとともに県内の消費活性化を促すことを目的としている。

なお、本仕様書でいう「デジタル地域通貨」とは、「電子クーポン」「電子マネー」「電子ポイント」の総称とする。

1.2 デジタル地域通貨プラットフォームを活用した事業概要

| | | |
|------|---|---|
| 事業名 | : | プレミアム付き電子クーポン事業「働く人応援クーポン」 |
| 発行者 | : | 奈良県 |
| 発行内容 | : | 概要 事業所等（ただし、国、地方公共団体等を除く）で働く従業員のうち抽選で当選した奈良県民に、10,000円の入金につき5,000円のプレミアムを付けた15,000円分の電子クーポンを配布する。 |
| 利用者数 | : | 約7.5万～15万人（1人2口まで応募可能） ※応募者多数の場合、1人1口に限定することもある。 |
| 付与規模 | : | 7.5億円（150,000口） |
| 流通規模 | : | 22.5億円 |
| 取扱店舗 | : | 約3,000店舗以上想定 |
| 有効期間 | : | 令和6年2月29日（木）まで |
| 対象者 | : | 対象者は事業所等で働く従業員であり、かつ奈良県民とする。 |
| 対象地域 | : | 電子クーポンの利用地域は奈良県内に限る |
| 利用店舗 | : | 発行するデジタル地域通貨の加盟店 |
| 利用媒体 | : | スマートフォン用ネイティブアプリ |
| 開始予定 | : | 令和5年9月中 事業周知開始 |

10 月中 プレミアム付き電子クーポン事業抽選申込み開始

11 月中 電子クーポン発行開始

1.3 契約形態と調達範囲

①契約形態は、委託契約とする。

②契約期間は、契約締結日から令和 6 年 3 月 22 日（金）までとする。

なお、令和 5 年 10 月からデジタル地域通貨を活用したプレミアム付き電子クーポン事業抽選申込みが開始できること。

2 業務委託内容

本仕様書において規定する業務（以下「本業務」という。）は次のとおりとする。本業務の企画や実施に当たっては県と協議のうえ実施すること。

2.1 プロジェクトマネジメント業務

2.1.1 包括的マネジメント業務

本事業の受託者は、県の目的を踏まえ、デジタル地域通貨プラットフォームを用いたプレミアム付き電子クーポン発行における効果的な事業遂行のため、システム構築または提供と事務局運営等を含め、全体の進行に係るマネジメントを行うこと。また、マネジメントを行う担当者を配置することや定例報告を実施すること等、業務を適正かつ円滑に遂行するために必要な手段を講じること。

2.1.2 業務計画・実施体制図の作成

- ①業務が適切に実施され、目的の成果を得るため、アプリ設計書、要件定義書、作業方法、業務従事者、工程・進捗管理方法等について適切な業務計画・実施体制図を提出すること。実施体制には、必要な役割を担う人員を含めた体制図を作成すること。
- ②事業の実施にあたって、実施体制の整備、実施業務の詳細等について奈良県に協議・報告・提案を行い、承認を受けながら進めること。
- ③常に連絡の取れる業務責任者を配置し、本事業全体の統括を行うこと。また、業務の進捗状況について月次で県へ報告すること。
- ④システム障害発生時の復旧作業など、緊急時の場合、業務時間外でも対応できる体制とすること。

2.2 デジタル地域通貨プラットフォームシステムの提供

受託者は、地域通貨の発行、流通、決済、管理を行う上で、必要となる各種システムを県へ提供すること。また、提供される地域通貨プラットフォームを引き続き利用するにあたり、

県のみならず県内 39 市町村でも別事業において、本仕様書に定める 2.2.2 機能要件を具備したデジタル地域通貨の発行が可能であること。

2.2.1 端末要件

- ①スマートフォン用ネイティブアプリは、iOS13.0 以上および Android9.0 以上の端末に対応すること。
- ②稼働開始にあたり、各 OS のメジャーアップデートには対応すること。

2.2.2 機能要件

2.2.2.1 地域通貨制限機能

- ①利用地域・加盟店舗・用途・利用期間の制限機能を有し、政策目的に即した柔軟な設定が出来るデジタル地域通貨の発行ができること。なお、利用者がアカウント作成する際、「氏名」「年齢」「住所（郵便番号）」「生年月日」等、地域通貨の利用動向分析に必要最低限な利用者情報を登録できること。
- ②ユーザー情報を登録し、アカウントが発行できること。登録時に同一ユーザーの登録を排除できること。
- ③ログインはメール認証などの独自機能や、Google アカウント・Yahoo!!アカウントや AppleID などの OpenID Connect 認証も可能とすること。
- ④本人認証（本人確認）の機能を有すること。
※公的個人認証連携、eKYC（運転免許証等の読取り）等

2.2.2.3 決済機能

- ①デジタル地域通貨を使った決済ができること。
なお、決済時に使用するスマートフォンが消音モードであっても音が鳴る等、決済が完了したことを利用者及び加盟店が分かるようにすること。
- ②デジタル地域通貨残高が表示されること。
- ③デジタル地域通貨の事業別費目が設定でき、アプリ内で一元管理できること。また、管理システム等で容易に事業別費目の追加が可能であり、名称設定ができること。
(※例えば、県事業内での別事業として複数種類の地域クーポン等の給付事業が発生した場合であっても、事業毎の項目の追加が容易であり、かつアプリ内での表示が見やすく直感的な切り替えができること。)
- ④利用履歴が確認できること。使用時に使用した金額がすぐに表示されること。
- ⑤銀行口座・クレジットカード・コンビニ ATM 等から、デジタル地域通貨のチャージができること。
- ⑥プレミアムを定率または定額で付与できること。
- ⑦プリペイドカード方式のように、チャージ画面でのシリアル番号入力や QR コード

の読取りにより、対応する金額がチャージできること。

なお、入力されたシリアル番号または、読み取られた QR コードは消込を行い、二重取りなどの不正防止が行えること。

- ⑧利用先の検索（加盟店、業種、地域など）や加盟店情報が分かりやすく表示されること（マップ表示など）。
- ⑨デジタル地域通貨ごとに有効期限や使用可能店舗を設定できること。

2.2.2.4 お知らせ機能

- ①デジタル地域通貨の項目別で有効期限が近くなった際に利用者に通知されること。
- ②お知らせ情報は目立つ場所に表示できること。
- ③お知らせ情報等の通知を受信し、プッシュ通知ができること。

2.2.2.5 管理機能

- ①ユーザー及び加盟店による取引履歴の閲覧に当たっては、リアルタイムに更新された情報の表示を行い、絞込みによる検索表示ができること。
- ②加盟店及び運営事務局業務実施者において、決済の取消処理が可能であること。
- ③加盟店においても、売上金の確認ができること。
- ④運営事務局業務実施者において、事業毎のデジタル地域通貨の売上をまとめて集計することが可能であること。

2.2.2.6 API 連携機能

将来的に、提供される地域通貨プラットフォームを別ポータルへ API 連携することにより、利用者情報やデジタル地域通貨保有状況の共有を図り、利用者のさらなる利便性を向上することを想定している。そのため、API 連携が可能な地域通貨プラットフォームを提供すること。

2.2.3 動作テスト

本仕様書に定める 2.2.1 の端末要件において正常に動作することを確認すること。

2.2.4 その他

- ①ユニバーサルデザインを考慮し、使いやすさを重視すること。また、ユーザーと加盟店店舗の負担軽減に努め、アクセシビリティとユーザビリティに配慮したものとする。
- ②本事業を通じて得られたデータ（利用者情報や利用履歴情報など）を、本県の同意なく、本県以外のものに提供および自社サービスのために利用しないこと。

2.3 運営事務局業務

デジタル地域通貨運用及びプレミアム付き電子クーポン発行に関する業務のため運営事務局を設置し、加盟店開拓・管理に関する業務、プレミアム付き電子クーポン発行関連業務、資金管理業務やコールセンター業務を行うこと。

2.3.1 加盟店開拓・管理

加盟店舗の開拓、募集、申し込み受付、登録、一覧表作成、必要物品の用意および送付等、以下の業務を行うこと。

- ①加盟店は受託者が開拓・募集し、申請内容について審査を迅速かつ正確に行い、奈良県に確認を取ったうえ、結果を通知すること。
- ②加盟を希望する店舗等に説明会を設けることや、専用 WEB サイトを作成するなど店舗が情報を取得しやすい環境を整えること。
- ③加盟店には地域通貨加盟店舗であることを証するポスターやステッカー等、読取り用 QR コードおよび置台、他レンタル機器等の本事業の円滑な運営に必要と考えられる加盟店キット※物品の送付を、おおむね運用開始 1 週間前までに行うこと。ただし、奈良県と協議し決定した標準配布物以上に加盟店舗が必要とする追加サービス（例：ポスター、ステッカーの追加配布、加盟店舗機器へのシステム改修等）については、奈良県と協議の上、加盟店から実費相当費用を徴収できるものとする。
※加盟店キットとして、決済用 POP（1 店舗あたり 3 セット）、QR コード、ポスター A3、ポスター A4、ステッカー小、ステッカー大、スタートガイド等を作成し、配布することを想定している。
- ④加盟店キットは約 3,000 店舗分を想定し用意すること。なお、想定加盟店数が 3,000 店舗以上を想定することも可能とする。
- ⑤加盟店との調整に関する業務として次のことを行うこと
 - ア) 加盟店用の運営マニュアル等を加盟店へ配布し、本事業の趣旨、留意事項及び運営方法等について加盟店へ十分周知すること。
 - イ) 加盟店を対象とした説明会等を実施し、効果的な事業周知を行うこと。また、より多くの加盟店を確保するため開催回数や説明方法などに配慮し、個別対応を含め実施すること。
- ⑥加盟店情報は随時システムに登録し、データ管理を行うこと。
- ⑦加盟店舗の登録にあたり、デジタル地域通貨の利用可能店舗の制限が行えるよう、適切なフラグを立てるなどの管理を行うこと。
- ⑧加盟店の資格については奈良県内に店舗等を有する事業者とする。ただし、次の事業者は対象外とすること。また、対象事業者の確認は受託者の責で調査を行い、疑義のある場合は奈良県と協議すること。
 - ア) 風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122

号) 第2条に該当する営業を行う者

イ) 特定の宗教、政治団体、暴力団等と関わる場合や業務内容で公序良俗に反する営業を行う者

- ⑨県が想定する加盟店には、レストラン、カフェやお弁当屋等の飲食店全般、スーパー、コンビニ、家電量販店や道の駅等の物販全般、美容室、趣味や習い事等の暮らしに関すること全般、ホテルや旅行等の観光業全般、レジャー施設やスポーツ施設等の遊技施設全般、地元商店街も含めた、地域の消費活性化を念頭に置いた幅広い場面、かつ県内全域で利用できるよう加盟店開拓を行うこと。

2.3.2 プレミアム付き電子クーポン関連業務

プレミアム付き電子クーポン発行に関連する以下の業務を行うこと。

- ①県民に広く周知するため効果的な事業周知を実施すること。
事業周知の内容については、プレミアム付き電子クーポンに関すること及び本アプリに関すること（利用可能店舗、利用方法など）を含めること。なお、利用可能店舗の紹介に当たっては、広く県内の中小・小規模事業者に対して利用が促進されるよう特段の配慮すること。
- ②本事業の応募フォームを、デジタル地域通貨プラットフォーム内、もしくは外部サイト等^{※1}で作成し応募受付ができること。
- ③県民確認は、2.2.2.1 地域通貨制限機能③の本人確認機能を用いて行うか、応募フォームでの県民確認資料^{※2}の提出を求め、運営事務局で審査する。
- ④従業者確認は従業者確認資料^{※3}を応募フォームで添付し提出を求め、運営事務局で審査すること。

※1 外部サイト（Web）で応募フォームを構築する際、以下の要件を遵守すること。

ア) ドメイン要件

Web サイトの内容や特徴が伝わるようなドメインを取得すること。その際、各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定「Web サイト等の整備及び廃止に係るドメイン管理ガイドライン（2018(平成30)年3月30日）」に沿うこと。
なお、ガイドラインが改定された場合は、最新版に沿うこと。

イ) レンタルサーバの基本要件

- ・Web サイトの格納場所として、別途サーバを確保し必要な設定を行うこと。
- ・サーバ等の機器は、日本国内かつ機器への情報セキュリティ対策状況を確認できる場所にあること。
- ・ユーザーID 及びパスワードによるログイン画面を使用してログイン認証ができること。
- ・構成にはWAFを配置する等、外部からのサイトの破壊、改ざん、盗聴、消去等されないようセキュリティ対策を講じること。

- ・利用者のアクセスログについて記録、閲覧、解析ができること。
- ウ) 契約満了後のデータ取扱について
 - ・契約満了後、協議の上、応募申請者情報等を県へ提供した後、データ消去を行い、データ消去証明書を提出すること。
- ※2 県民証明資料例として、「運転免許証」「マイナンバーカード」等で氏名と住所がわかるもの。
- ※3 従業者確認資料例として、「事業所名記載の健康保険被保険者証」、「事業所名記載の雇用保険被保険者通知書」、もしくは、「在籍証明書」、「給与明細」、「雇用契約書」、「労働条件通知書」、これら資料の写し等により勤務先が確認できるもの。
- ⑤応募にて提出された資料を一時保管できるデータ容量を十分に考慮すること。容量不足等で応募期間中に不具合が出ないように対策すること。
- ⑥応募資料の審査及び当選者抽選を実施後、抽選結果を県へ報告し承諾を得たうえで結果を通知すること。
- ⑦当選者が1万円の入金を行ったものに対し、プレミアムの5千円(1口)を付与すること。ただし、付与限度額は1人あたり1万円(2口)までとする。なお、プレミアムについては利用期限を令和6年2月29日と設定し、入金については県と協議の上期限を設定すること。
 なお、プレミアムにおける未付与及び付与済みの未使用部分については、2.3.3 資金管理業務のとおり県へ返還すること。
- ⑧スマートフォン操作に不慣れな方を考慮し、応募申請及びアプリ利用に関する受付サポート体制等、コールセンター対応とは別に実施すること。また、実施内容について県へ提案すること。

2.3.3 資金管理業務

- ①県独自事業におけるデジタル地域通貨の発行において、事業予算原資の受け入れを行い、事業終了後はすみやかに精算業務を行い、残額を県へ返還すること。なお、利用者からのチャージ金や事業予算原資は別口座で管理するなど、適切な資金管理を行うこと。
- ②取引実績に基づき、加盟店に対し月1回以上精算を行い、銀行振込にて支払うこと。
- ③操作誤り等による、加盟店からの返金依頼や、出納確認依頼などの対応を行うこと。

2.3.4 コールセンター業務

- ①ユーザーおよび加盟店からの問合せ対応業務を行うこと。
- ②問合せ方法は電話およびメールとすること。
- ③コールセンターには固定電話、携帯電話の双方からつながるように設定すること。
- ④コールセンターについては、事業規模に見合った回線数を確保すること。

- ⑤開設時間は少なくとも、平日（土日祝、年末年始除く）午前9時から午後5時までとすること。
- ⑥事前にトークスクリプト、Q&A やエスカレーションのルールを作成するなど適切な対応をとること。
- ⑦クレーム対応などの記録やその他利用者支援につながる手段について、奈良県と協議の上実施検討すること

2.4 データ管理および効果測定

- ①下記の項目等により本事業の効果測定を行うこと。効果測定は事業者の規模別、業種別、デジタル地域通貨の事業別等、多角的な分析を行うこと。
 - ア) 加盟店舗数、流通額、利用頻度や利用傾向等の利用状況 等
 - イ) 加盟店アンケート調査、利用者アンケート調査等を実施し、デジタル地域通貨の有益性、利便性等の客観的評価指標 等
 - ウ) その他事業効果を測る指標や分析がある場合は県へ提案すること。
- ②年度末に本事業全体の報告書を作成すること。
- ③業務に伴い収集、作成したデータは、事業終了後5年間適切に管理すること
- ④受託者は本事業の契約終了後も1年間は、事業に関わる全てのデータを保管することとし、データ移行のため、加盟店データをCSV等の形式で出力ができること。ただし、項目2.3.2 プレミアム付き電子クーポン関連業務で取得した応募者の申請情報（県民確認資料及び従業者確認資料）を除く。また、必要に応じて即座に利用を再開できるようにすること。

3 納品物

| | |
|--------------|--|
| 業務実施計画・実施体制図 | 契約締結後 10 営業日以内に、県担当者の承認を得たものを提出すること。 提出後に訂正・追加があった場合は、随時提出すること。 |
| アプリ設計書・機能一覧 | 令和 5 年 9 月 30 日までに、提供・説明すること。 令和 5 年 10 月 1 日以降に、訂正・追加があった場合は、随時提出すること。 |
| 検証結果報告書 | 検証期間における、検証項目・検証方法・検証結果をまとめた報告書を、令和 6 年 3 月 15 日までに提出すること。 なお、検証項目・検証方法については、検証を開始する前に県担当者の確認を受けること。 |
| 各種マニュアル類 | 令和 5 年 9 月 30 日までに、次の種類のマニュアル類を提供すること。 ・利用者向け操作手順書 ・加盟店舗向け操作手順書 令和 5 年 10 月 1 日以降に、訂正・追加があった場合は、随時提出すること。 |
| 報告書 | デジタル地域通貨を活用した事業開始後（令和 5 年 10 月予定）、前月分の報告書（「2.9 報告・改善」に記載の項目を含む。）を翌月 10 営業日以内までに提出すること。 当選者の申請データも併せて提出すること。 |

提出文書の要件

- ・文書作成ソフトウェア：Microsoft 社 Word または PowerPoint
- ・表計算ソフトウェア：Microsoft 社 Excel
- ・「利用者向け操作手順書」「加盟店舗向け操作手順書」については、簡易版マニュアルを追加で作成し、提供すること。

4 非機能要件

4.1 システム機器および稼働環境

サーバおよびバックアップ装置等含むすべての機器は庁舎内に設置せず、SaaS 型のクラウドサービスとすること。

4.2 開発方式および手法

- ①受託者は設計・開発の管理主体者として設計・開発管理を実施するとともにその結果と品質に責任を負うこと。
- ②開発を行うにあたり、受託者の体制並びにメンバーの責任および役割を明確にすること。
- ③開発環境は、受託者の負担と責任において確保すること。

4.3 信頼性要件

- ①定期的なオンラインバックアップを取得し、データ保全を行うこと。
- ②データ復旧範囲は業務データのみならず、全てのデータを対象とすること。
- ③アプリやホームページのアクセス応答速度を良好に維持できるよう、集中的なアクセスにも耐えられるよう配慮すること。

4.4 使用性要件

- ①あらゆるスマートフォンに応じて表示が最適化され、ユーザーがタップ操作により直感的かつ簡単に目的のページにたどり着けることを最重視した設計とすること。
- ②スマートフォンを十分に理解、操作できない利用者への対応策を講じること。

4.5 継続性要件

- ①本システムの運用は、計画停止を除き、常時運用とすること。
- ②履行期間終了後においても、維持管理を容易かつ安価に行うことができ、またデータ量の増加等に対応できるよう、汎用的で拡張性を考慮した仕様とすること。
- ③仕様の追加や変更に必要な限り柔軟に対応できるシステムの構築設計とすること。なお、仕様の追加や変更の際に生じた費用については、別途協議を行う。

4.6 アプリケーション及びシステムの保守運用

- ①iOS 端末向けアプリケーションは、「App Store」、Android 端末向けアプリケーションは、「Google Play」への登録申請、配信、維持管理までの一切の手続きを行うこと。
- ②アプリの不具合等が見つかった場合はこれを修正し、アップデートを行うこと。
- ③プログラムの修正に対応すること。

- ④OS のバージョンアップに伴いアプリの設定を更新する必要が生じた時は、プログラムの修正で対応が可能な場合はこれに対応すること。
- ⑤サービス監視により障害および障害を招きうる事象を検知した場合、速やかに県担当者に連絡するとともに、直ちに状況の把握を行うこと。また、必要に応じ障害箇所の特定、影響範囲の調査、即時対応、現状復帰すること。
- ⑥本システムの稼働時間帯は常時稼働とする。
- ⑦本システムを停止する必要がある作業（バージョンアップ等）が発生した場合は、必ず県担当者と協議をすること。
- ⑧障害等に迅速な対応が可能な体制を構築すること。
- ⑨リアルタイム処理を原則とし、一貫性および整合性を維持するため十分な排他制御が行われること。
- ⑩システムの本番環境リリースにあたっては、アプリでの動作テスト、入出金試験等、本番環境で行われる作業について事前テストを行い、システムが正常に動作することを確認し報告すること。
- ⑪障害発生時におけるデータ損失を防ぐため、障害発生時点まで復旧できること。
- ⑫障害発生時において発生したデータ損失等に伴う利用者への補償については受託者が一切の責を負うこと。

4.7 セキュリティ要件

- ①クラウド環境の設置場所は、日本国内のデータセンターで運用設置されていること。取り扱う個人データは日本国内のみでの管理とし、漏洩防止策を厳重に講じ、適切に管理すること。ただし、利用するクラウドは「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）」に登録されたサービスに限る。
- ②通信および蓄積データに対して暗号化を行えること。
- ③サーバ等システム機器について適切にウイルス対策を行い、セキュリティ対策ソフトウェアのウイルス定義ファイルおよびそのサーバ OS の更新プログラムを、即時性を考慮し適切なタイミングで更新すること。
- ④障害発生時に即時・早期の復旧が可能な対策を行うこと。
- ⑤本業務委託の履行にあたり、別記「情報セキュリティに係る特記事項」を遵守すること。

5 再委託

- ①受託者は委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行うため、あらかじめ県と協議の上、必要と認められたときは、業務の一部を他者に再委託することができる。
- ②再委託の範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受

託者の責任において解決すること。

6 守秘義務および個人情報の取扱い

- ①受託者は、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」および「奈良県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 19 号）」の規定を遵守し、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び既存の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- ②受託者又は本業務の全部若しくは一部に従事している者若しくは従事していた者は、本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- ③受託者は、本業務を実施のための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- ④再委託範囲に個人情報の取扱いが含まれるときは、再委託先との間で個人情報に関する適切な体制を確保しなければならない。

7 諸法令の遵守

本業務の実施にあたっては、適用を受ける法律、政令、省令、告示、条例、規則等を遵守し、適法に業務の実施をするよう対処しなければならない。

8 その他

- ①本仕様書の解釈について疑義を生じたとき、またはこの仕様書に定めのない事項については、県と協議のうえ解決するものとする。
- ②SLA については契約締結後、令和 5 年 10 月までに県と受託者が協議を行い、別途締結する。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第 11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第 12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

別記

情報セキュリティに係る特記事項

本業務委託の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に下記の事項については留意すること

記

(認定・認証制度の適用)

第1 個人情報等を取り扱う場合、ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していることを明示すること

(情報へのアクセス範囲等)

第2 取り扱う情報の種類、範囲及びアクセス方法を明確にすること(どの情報をどこに保存しているか、誰がどのようにアクセスできるのか明示すること)

(再委託先の情報セキュリティ)

第3 再委託する場合は、元請けと同等以上の情報セキュリティ対策が確保されていること(再委託先がISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していること)を明示すること

(情報セキュリティ事故発生時の対応)

第4 情報セキュリティ事故またはそのおそれを覚知した場合は、直ちに発注者側担当者に連絡するとともに、発注者と連携して迅速な対応を行うこと

(電子メール利用時の遵守事項)

第5 インターネットメール送信時には、特に以下の点に留意すること

- ・送信先メールアドレスに間違いがないか十分に確認すること
- ・外部の複数の宛先にメールを送信する場合は、BCCで送信すること
- ・機微な情報を送信するときは暗号化すること

(郵便等利用時の遵守事項)

第6 郵便やファックスを送信する場合は、送り先や内容に間違いがないよう複数人で確

認すること

(コンピュータウイルス等の不正プログラム対策)

第7 奈良県の情報を取り扱うサーバや端末等にはウイルス対策ソフトを導入するとともに、不正アクセスがないか監視すること

2 奈良県の情報を取り扱うサーバや端末等で使用する OS やソフトウェアは、常に最新の状態に保つこと

(情報の持ち出し管理)

第8 仕様書等で定める場合を除き、奈良県の情報を外部記録媒体等で持ち出しすることを禁止すること

(契約満了時のデータ消去)

第9 契約満了後、特記ある場合を除き、委託先端末等に保存されている個人情報等は完全に消去の上、消去証明書を提出すること

(準拠法・裁判管轄)

第10 データセンターを利用する場合、データセンターが国内の法令及び裁判管轄が適用される場所にあること

(契約満了時のアカウント削除)

第11 クラウドサービス等でその利用を終了する場合、アカウントが正式に削除・返却されたことを明示すること

(サービスの設定)

第12 発注者または受注者が公開設定のあるサービスを利用する場合、適切に設定されているか確認すること